

令和6年9月診療分から**亀山市**福祉医療費助成の**現物給付(窓口無料化)**の

対象年齢を**中学生(15歳年度末)**までに**拡大**します。



亀山市福祉医療費助成制度は、制度開始以来、償還払い方式（受診した医療機関で医療費を窓口で支払い、約2～3か月後に口座振込で助成を受ける方式）でしたが、現在、未就学児に限り現物給付方式（一定の条件を満たす子どもを対象に、窓口で支払いをせずその場で助成を受ける方式）を導入しています。

この度、受診環境を整え、更なる子育て支援の充実を図るため、令和6年9月診療分から、現物給付方式の対象を中学生(15歳年度末)まで拡大する制度改正を実施します。

なお、今回の制度改正は、子ども医療・心身障がい者医療・一人親家庭等医療の全ての公費を対象とします。

つきましては、令和6年9月1日以降は、現物給付方式に対応した受給資格証を使用していただくことになります。

◇助成方法の違い

※県外受診は、今までとおり償還払い方式となります。

R6年8月診療分まで		R6年9月診療分から
未 就 学 児	現物給付(窓口無料)	現物給付(窓口無料)
小 学 生	償還払い（支払いあり）⇒	現物給付(窓口無料)
中 学 生	償還払い（支払いあり）⇒	現物給付(窓口無料)

償還払いとは・・・

- ・窓口で医療費(保険適用分)の支払いあり
- ・約2～3か月後に口座振込で助成を受ける方式

現物給付とは・・・

- ・窓口で医療費(保険適用分)の支払いなし
- ・その場で助成を受ける方式

Q & A

- Q1：現物給付方式で助成を受ける場合は、全ての費用が無料になるの？
- A1：保険適用となる医療費については、窓口での支払いはありません。
ただし、健康診断や予防接種、入院時の個室代など保険適用外の費用は窓口での支払いが必要です。また、入院時の食事代についても助成の対象外となります。

◇現物給付方式で医療機関の窓口で提示していただくもの

マイナ受付

保険証

亀山市福祉医療費助成制度
受給資格証

受付

☑マイナ保険証
(資格確認書)
又は
☑健康保険証

+

☑現物給付方式に対応した
福祉医療費受給資格証
(R6年9月以降)

+

☑限度額適用認定証
(国民健康保険に加入の方)
☑その他の
公費負担受給者証
(※該当があれば)

➡

窓口無料!!

裏面もご覧ください

Q2：県内の医療機関を受診した時に、現物給付方式に対応した新しい受給資格証を提示できなかった(忘れた)場合はどうなりますか？

A2：医療機関へ医療費をお支払いください。後日、受給資格証を医療機関へ提示していただくことで、償還払い方式で助成されます。

～ 適正受診にご協力ください ～

医療費助成の財源は市民のみなさまの貴重な税金です。お子様の健康状態を見守り、医療機関の適正受診にご協力ください。

例) 日中の一般診療での受診、お薬手帳の活用等



～ お願い ～

学校でケガをした場合など、学校等で加入している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付（通称スポーツ保険）を受ける場合は、福祉医療費助成を同時に受けることはできませんので、医療機関の窓口で医療費をお支払いください。

もし、現物給付方式または償還払い方式で福祉医療費助成を受けた場合は、後日、亀山市に返金していただくことになります。

現物給付方式になるための条件

(右記の全ての条件を満たさない場合は、償還払い方式となります)



三重県内の医療機関(医科、歯科、訪問看護)での、保険適用となる医療費であること



現物給付方式に対応した新しい受給資格証と、健康保険証を受診時に提示すること

国民健康保険に加入している方で、入院や外来で高額な治療を受ける場合は、限度額適用認定証も提示が必要

亀山市内在住の0歳～15歳年度末までの子どもで、亀山市福祉医療費受給資格があること

～ 現物給付に対応した受給資格証を送付します ～

①平成21年4月2日～平成25年4月1日生まれのお子様
(令和6年4月に小学6年生～中学3年生になるお子様)

→令和6年8月下旬に現物給付に対応した15歳年度末までの受給資格証を送付します。
(お手元の受給資格証と差し替えてください。)

②平成25年4月2日以降にお生まれのお子様
(令和6年4月に小学5年生以下のお子様)

→令和6年8月下旬に現物給付に対応した令和7年8月31日までの受給資格証を送付します。

～ 届出をお願いします ～

受給対象の方で受給資格証をお持ちでないお子様は申請が必要です。

また、住所・氏名を変更したときや健康保険証を変更したときは、速やかに届出をお願いします。

届出がされていないと、正しい金額で助成されない場合があります。

Q3：三重県外の医療機関を受診するときはどうすればいいですか？

A3：三重県外の医療機関を受診した場合は、これまで通り領収書（保険適用・適用外の分かるもの）と受給資格証を市役所（市民課 医療年金グループ）又は関支所（地域サービス室）にご持参のうえ、お手続きいただくと、償還払い方式で助成が行われます。

Q4：治療用装具を作成した場合は、どうなりますか？

A4：これまで通り、あらかじめご加入の健康保険者に療養費の支給を申請した後、

- ①健康保険者発行の支給決定通知書等（支給額が記載されているもの）
- ②医師の証明書（写し可）
- ③領収書（写し可）
- ④受給資格証

上記①②③④を市役所又は関支所の窓口へご持参のうえ、お手続きください。

Q5：三重県外の病院で発行された処方箋で、三重県内の薬局で薬を受け取る場合、薬代はどうなりますか？

A5：三重県外の病院で発行された処方箋でも、受け取る薬局が三重県内であれば、その薬代は現物給付の対象となります。なお、県外でかった医療費についてはQ3のとおりお手続きが必要です。従って、逆に三重県内の病院を受診し、現物給付を受けた場合でも、受け取る薬局が三重県外なら、その薬代は現物給付の対象とはなりません。

【問合せ先】

亀山市 市民文化部 市民課 医療年金グループ

☎:0595-84-5005 FAX:0595-82-1434

E-mail: nenkin@city.kameyama.mie.jp

亀山市ホームページ

<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2014112302561/fukushiiryo.html>



亀山市 医療費の助成

検索